

第1回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

日 時	平成16年4月22日(金) 午前10時～11時
場 所	練馬区役所本庁舎7階 災害対策本部室
出席委員数	36名 (欠席委員数10名)
傍聴者数	0名
事務局(危機管理室長)	<p>ただ今から、第1回安全・安心協議会を開催いたします。私は、4月1日から、これまで総務部にありました防災課と安全・安心担当課を束ねることになりました危機管理室長の乾と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>まず初めに、協議会の要綱に基づき、会長を務めます練馬区長よりご挨拶を申し上げます。</p>
志村区長	<p>今日は、第1回の協議会ということで、年度当初の非常にお忙しい中、ご参集いただきまして心から御礼申し上げます。</p> <p>練馬区もいろいろな意味で安全・安心が侵される状況になってきております。区民の命と財産を守ることが地方自治体の大きな基本的な役割でありますので、私はその中から、安全・安心の課題を大きく行政の中に取り入れたいと考えております。従いまして、この安全・安心に関わる広範な様々な組織である、警察・消防から始まり、練馬の社会を守り育てていただける各種機関や団体を網羅して、横の連携を大きく取りながら、お願ひしていきたくと考えております。</p> <p>本日はこれから、この協議会に快く委員としてお引き受けいただきました皆様に、委嘱状を差し上げて、心から協賛をいただきたいと思っております。この安全・安心の仕事を大きく区民の輪の中に溶け込ませるためには、統一した何らかの行動方針がなければいけません。最終的には、条例にまとめていきたいと思っております。ただ、いきなり条例ができればそれで全てということにはなりません。条例はあくまでひとつの規範であり、方向性を示すものです。従いまして、本日これから始めます協議会の中で、今後の方針を、皆さんのお知恵を借りながら、方向付けをしていきたい、また、区の方で考えている方向性につきましてもお話をし、ご理解を賜りたいと思っております。</p> <p>いずれにしましても、設置目的が多様ですから、目的に添った各会の皆さん、また、公募の方も委員になっていただいておりますが、皆さんの知恵を存分に発揮していただきまして、この方向性を模索していきたいと考えております。そして、できれば半年間くらい、3～4回の運営で、目指す条例への道のりを、9月くらいまでに作っていきたくと考えております。この条例ができれば、それを行動の規範として、練馬区民の幸せ、安全・安心を求めて頑張っていきたいと考えております。どうぞこの趣旨をご理解いただき、皆さんの一致した方向性を出していただいでやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
事務局(危機管理室長)	<p>本日の進め方ですが、お手元にご配付申し上げている式次第に記載されている項目の順で会議を進めさせていただきたいと思ひます。</p> <p>続きまして、委嘱状の交付を行います。本日の委嘱状の交付につきましては、席上にご配付をしております委嘱状を持ちまして、交付に替えさせていただきます。</p> <p>続いて、事務局から、各委員のご紹介をさせていただきます。</p>
事務局 (安全・安心担当課長)	(委員紹介)
事務局(危機管理室長)	<p>引き続きまして、「練馬区安全・安心協議会および専門部会の設置について」です。資料1に基づき、事務局よりご説明いたします。</p>

第1回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

事務局 (安全・安心担当課長)	<p>まず、要綱からご説明いたします。この要綱に基づきまして、本協議会は設置されております。</p> <p>第1条の「目的」は省略させていただきます。</p> <p>第2条の「協議事項」は、安全・安心まちづくり条例、および事業や協議会が必要と認めることについて協議するというものです。</p> <p>第3条の「組織」につきましては、会長は練馬区長とするという規定で、副会長は練馬区助役および裏面の別表に記載のあります委員の皆様の中から会長である区長が別に指名する2名の方を含めて3名の副会長を設置するというものです。委員は、裏面の団体等の代表者および公募区民の方です。</p> <p>第4条で任期は1年ということで、先ほど配付いたしました委嘱状でも本日4月22日から1年間ということで委嘱の期間を記入しております。ただし、再任は妨げないということで、欠員が生じた際の補欠委員の任期についても規定があります。</p> <p>第5条の「会長の職務」は、協議会を代表し、必要に応じ協議会を招集するという、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理するという、そのために助役が副会長として入っております。</p> <p>「専門部会」についての規定が第6条で、会長は必要に応じて、専門部会を設置できるということです。専門部会の委員は、協議会委員の推薦、あるいは会長が指名する者ということです。専門部会は現在、防犯部会・防火部会・児童の安全を考える部会の3つをご用意しております、後ほどそのメンバーについてもお願いさせていただきます。</p> <p>「協議会の庶務」は危機管理室安全・安心担当課で処理をいたします。</p> <p>裏面の別表にメンバーについて記載があります。別表の3では公募委員10名程度ということで、先ほどご紹介した9名が公募委員としてこの協議会に参加しております。</p> <p>資料の2枚目につきましては、協議会の構成案です。一番上にある細長い四角が、この安全・安心協議会で、本日お集まりいただいた皆様の団体のお名前が記入されております。この四角の真中の線より上が行政機関、下が関係団体の名称となっております。その下に3つの四角がありますが、これが専門部会となっており、ご覧のメンバーで構成していただくことになっております。</p> <p>資料の2枚目の裏面が、安全・安心協議会の委員の皆様の名簿となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。ご説明は以上です。</p>
事務局(危機管理室長)	<p>これまでの中でご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
事務局(危機管理室長)	<p>それでは次に進めさせていただきます。副会長の指名とご挨拶です。要綱では副会長は練馬区助役のほか2名を会長が指名することになっております。練馬区助役は関口和雄ですので、会長から他の2名の指名をお願いいたします。</p>
志村区長	<p>恐縮でございますが、私からご指名させていただきます。副会長に練馬防犯協会会長の内田欽三郎様、練馬消防団長の渡邊綱吉様、よろしくお願いいたします。</p>
事務局(危機管理室長)	<p>内田様、渡邊様、席をご用意しておりますので、お移りいただければと思います。</p> <p>それでは、ご指名されました内田様からご挨拶をお願いいたします。</p>

第1回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

内田副会長

ご紹介いただきました練馬防犯協会の内田でございます。私たちの願いは、とにかく毎日が平和で、安全で安心して過ごせる街づくり・地域づくりでございますが、非常に現状は厳しいものがございます。そのような中にありまして、この取り組みに最重要課題として取り組んでいただきました志村区長の姿勢に心から感謝を申し上げる次第でございます。そのような時代の中にありまして、警察・消防は3署合わせても2千名足らずの署員の方々だと思います。昼夜の別なく懸命な努力をして区民の生命・財産を守っていただいているわけです。警察・消防がこれだけ頑張っているところに、また区役所が応援していただけるようになったということで、私たち地域ボランティアとして懸命な努力をし、最善の方策を持ちまして、区民の生命・財産ならびに防犯に全力を挙げてまいるつもりです。どうぞ皆様方のご支援とご協力のほどをお願い申し上げます。

渡邊副会長

ただ今、大変な重責を仰せつかったわけですが、内容につきましては、内田副会長のお話したとおりでございますが、私も練馬に生まれ、練馬に育ったという観点から、少しでもお手伝いできればと思っております。皆様方の温かいご協力とご理解を頂戴しながら、この職務を遂行していきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

事務局(危機管理室長)

次に「協議事項」に移らせていただきます。「安全・安心まちづくりに関わる実施事業および条例の検討方針」につきまして、資料2をご配付しております。この資料2には、皆様方でご検討いただきたい区からの提案項目も含まれております。併せまして、事務局からご説明いたします。

事務局
(安全・安心担当課長)

まず、先ほどの資料1のご説明の中で、3枚目の用紙が入っている方がおられます。専門部会にも委員をお出しいただく団体の代表の方には、「部会の委員の推薦について」という文書が入っております。こちらは5月10日午後までに、裏面にあります推薦書に、それぞれの部会にご参加いただく委員の方をあらかじめご推薦いただいて、お名前を頂戴するというものです。一応ファクシミリでというお願いですが、不都合がある場合には、お帰りの際に事務局にお申し出いただければ、返信用封筒をご用意しております。なお、この委員の方につきましては、本日ご出席をいただいている団体の代表の方が専門部会にもご参加をいただくということでも当然結構ですので、その際にはその旨をお書きください。あるいは代理の方をご指名ということであれば、その方のお名前やご住所等をご記入いただき、ご連絡いただきたいということです。よろしく願いいたします。

それでは資料2についてご説明いたします。資料2の一番上に四角で囲った部分があります。本日の協議会の協議内容である「組織の確認」「専門部会の設置について」「協議事項の確認」「検討方針の決定」です。最後の2項目につきましては、さらにその下に四角で囲った2つ部分にもなっております。来月を予定しておりますが、専門部会を開催いたします。この中では、事務局より、他の自治体における実際の安全・安心に関わる事業例などを集めまして、ご紹介をさせていただこうと思っております。そのような中で、専門部会では具体的な事業として、委員の方々から様々なご提案や検討をいただきたいと考えております。例としては、区内全校で安全マップを作成する、一般住宅で防犯・防火の設備を斡旋する、宅配業者によって防犯パトロールをするといった具体的な事業をご提案いただいたり、検討をいただきたいというものです。また、条例の中に盛り込みたい方針あるいは考え方などについてもご提案やご検討をいただきたいと思っております。

条例に盛り込みたいということがあれば、若干抽象的にはなりますが、区民の方の自助の精神というものを盛り込んだ条例にといったような提案が考えられるかと思っております。その他、専門部会におきまして、区に対する要望などを具体的な事業とは別にありましたら、伺えればと考えております。

第1回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

3つの専門部会をそれぞれ開催した後、再度協議会にお集まりいただき、それぞれの専門部会で検討していただいた内容をご報告した上で、それに対する修正や追加あるいは最終的なご承認をいただくという手続きを考えております。これに加えて、ここでは「条例の骨格部分」と表現しておりますが、条例の目的、区や区民等の責務などを決めることになるかと存じますので、そのような骨格の部分についてのご検討をいただきたいと考えております。

3つ目の四角から、矢印がまた2つ目の四角に戻っていますが、必要に応じて協議会の内容を再度専門部会にフィードバックして検討を続けていただくというサイクルを続けていくことを考えています。

最後に、事務局の役割として、専門部会や協議会での検討内容の取りまとめ、文書や資料にするという作業、関連する行政機関や区内部での調整というものがあります。

資料2の裏面は、東京都や他区で行われているような事業から、私どもが考えると、このようなものが想定されるのではないかというものを示しています。これらの項目について、今後、専門部会あるいは協議会の中で、妥当であるか否か、あるいは追加や修正を加えていただくということを考えています。参考として、資料の中に「東京都安全・安心まちづくり条例」の全文を添付しております。ご案内のとおり、昨年10月からこの都条例ができております。特にこれに準じなければならないということはありませんが、都の条例ですので、当然、練馬区も一定の部分は適用を受けます。

想定される項目として本日お示しいたしましたのは、「目的」「区の責務」「区民・事業者の責務」「区が警察署・消防署と連携しながら実施すべき事項」です。

資料2の最後は、先ほど申しあげました都条例です。24条という形になっておりますが、時間の関係でそれぞれのご説明はできません。参考に後ほどご覧いただければと存じます。

事務局（危機管理室長）

説明は以上です。ただ今、ご説明しましたとおり、都や他区の条例から想定される項目というものを示しておりますが、皆様方の多様なご意見をいただき、これに付け加えたり、あるいは修正したりして、区としての事業あるいは条例にまとめあげていきたいというのが趣旨でございます。このような事項が一般的には条例に盛り込まれているということでご認識いただければと思います。ただ今の説明につきまして、何かご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。

（発言なし）

事務局（危機管理室長）

具体的には、専門部会でご議論いただくことになろうかと考えております。その際に、活発な意見交換をお願いいたします。それでは、引き続きまして、「今後の日程」についてでございます。資料3により、事務局よりご説明いたします。

事務局
（安全・安心担当課長）

資料3に基づきまして、協議会の今後の日程についてご案内いたします。本日4月22日が第1回目の協議会となっております。この協議会の結果については、区の内部のそれぞれの組織に対し、このような形で協議会が発足したということ、あるいはこの場で確認を受けたことについて周知を図り、また、調整等も図っていくつもりです。

第1回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

来月5月には、防犯・防火・児童の専門部会を開催して、具体的な事業等についてご提案を頂戴したいと考えております。

6月に2回目の協議会を開催し、専門部会での検討内容等について、ご報告をさせていただき、ご検討をお願いしたいと考えております。

また、7月には2回目の専門部会を開催します。この段階で、ある程度具体的な提案や検討内容が出てくることも考えられますので、再度私どもの方で区の内部の調整等を行います。また、この段階で一定の形ができていればという前提でもありますが、パブリックコメントとして一般区民の方に区報等を使ってご意見やご要望を伺い、必要なものにはそれぞれにご返事する手続きを考えております。

8月には、必要な場合と注釈しておりますが、専門部会をさらに開催いたします。

9月には3回目の協議会を開催いたします。検討等がどのくらい進んでいるかということもありますが、この3回目の協議会までで、一定のまとまったものになっていればと考えております。

ご説明は以上です。

事務局（危機管理室長）

補足いたします。何かとお忙しい皆様ですが、9月を目途にいたしますと、毎月のように会合を持っていただくということになります。また、検討の内容によっては、4回開催するという状況もあります。一応の目途として、秋頃を一つの成果のアウトプットの時期と考えますと、このような日程になるということでご説明いたしました。このことについて、何かご意見はございますでしょうか。

（発言なし）

事務局（危機管理室長）

では、以上で協議事項を終わらせていただきます。

つづきまして、報告事項を行います。練馬区教育委員会教育長より、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連絡制度」について、資料4に基づきまして、ご説明いたします。

園部教育長

日頃から、練馬区の児童・生徒・保育園児、また、区立・私立幼稚園の園児等の安全につきまして、本日委嘱をさせていただきました各委員の皆様、また各団体の皆様には大変お世話になっております。これまでにも、児童・生徒の健全育成に関します連絡会といたしまして、警察と学校との「連絡協議会」というものがありました。毎学期、各警察署と教育委員会、特に指導室と、さらに保護司会の皆様方と連絡制度をもって、児童・生徒の犯罪防止・予防等についてのご指導をいただいております。

また、練馬区では、警察とは別に、練馬区サポートチームというものを、全都に先駆けまして、平成14年10月に発足させております。これは、学校だけでは対応困難な事例について、行動や連携を進めるうえでの隘路、システムの不備等で連携がうまくいかないということ等を改善するために設けております。サポートチームは、警察署の生活安全課の職員の皆さん、児童相談センター、あるいは主任児童委員、民生児童委員の方々、保護司の方々、あるいは総合福祉事務所の職員等の構成で発足し、既に活動を行って、いくつかの成果をあげております。

また、今年度から、警視庁のご指導もありまして、セーフティ教室という、児童・生徒・保護者・地域の防犯教室を実施いたします。練馬区では、今年度は23校程度でモデル実施といたしまして、練馬警察、光が丘警察、石神井警察のそれぞれ管内の学校で実施していただいて、非行・犯罪被害の防止の学習、あるいは保護者や地域住民による意見交換等を行うこととなっております。

このように様々なことを行ってきておりますが、今回、資料4でお示ししておりますのは、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連絡制度」として、警視庁と区市町村の教育委員会とで協定を結んでいこうというものです。これまでももちろん行ってきておりますが、それを制度的に保障して行くということで、教育長会で話がありました。近々に、各区と警視庁の少年育成課との間で協定を結ぶ予定になっております。資料4の冒頭にありますとおり、青少年の非行問題が多様化・深刻化している現状を踏まえて、警察と学校がそれぞれの役割を果たしつつ連携を強化し、児童・生徒の健全育成を効果的に推進するというのが目的です。連携の内容といたしましては、警察署と学校は、非行・問題行動に関して必要な情報の連絡を行う、また、警察署と学校は、非行・問題行動に関して必要に応じて協議を行い、当該事項に係る具体的な対策を講じるということで、警察から学校への連絡事項、また学校から警察への連絡事項がここに記載されております。それぞれ連絡の具体例が記載されておまして、連絡しない例としても、それぞれを記載させていただいております。

いずれにいたしましても、今回締結するこの協定に基づきまして、警察署と、学校長を中心とした各学校とがさらに連携を密にして、児童・生徒の犯罪の予防、あるいは犯罪に巻き込まれることへの予防、起こった時に子どもたちへのケア・フォローをどうするかということ、さらに積極的に対応していくことになった次第です。既に都立高校と警察は連携を行っていますが、今回は公立の小中学校と警察との間に協定を結ぶということです。資料4の裏面に協定書の案があります。今、申し上げた内容が協定書に盛り込まれることになっています。

いずれにいたしましても、これまで行ってきた、あるいは協力をいただいていた児童・生徒への様々な活動に、さらに肉付けをするという意味で、今回の協定を結ぶことになりました。これから、この安全・安心協議会で様々なことをご議論いただきますが、本日は学校と警察の間でこのような関係ができるというご報告をさせていただきました。

事務局（危機管理室長） このことにつきまして、何かご質問はございますか。

（発言なし）

事務局（危機管理室長） それでは、もう一つの報告事項の「安全・安心パトロールカーの導入」につきまして、事務局からご説明いたします。

事務局
（安全・安心担当課長）

資料5に基づきまして、ご説明いたします。去る4月6日に、出発式を区役所にて行いました「安全・安心パトロールカー」と申しますのは、4台の軽自動車をパールホワイトとダークグレーということで、一見ではほぼ白黒に近い形ですが、ツートンカラーに塗装いたしまして、車体の側面には誤解のないよう「練馬区」と大きく表示したものです。屋根の部分にはスピーカーと「安全・安心パトロール」と記載した看板を設置しております。

現在、パトロールカーを使用した安全・安心まちづくり事業といたしましては、まず、委託警備員による公園等の夜間巡回パトロールを、2台の車でほぼ通年実施するというものです。1日2つのコースを、午後8時から午前5時までの間、巡回しております。また、このパトロールカーは区の庁有車としても当然使用しております、通常の区役所の開庁時間には、区内4ヶ所の土木出張所に配置して、通常業務を行う際に使用しております。パトロールカーが昼間もこのような形で巡回することによりまして、犯罪を抑止できればという目的を考えております。

第1回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

また、地域住民の方によるパトロールカーの使用について、地域住民の自
主的なパトロール活動あるいは防火活動等についても、このパトロールカー
を活用していただければと考えております。ただ、万一事故を起こした場合
等を想定した保険の関係や、あるいは安全・安心パトロールカーが走ってい
ますと、テレビで報道されたこともあって大変人目について人だかりがで
てしまう等、運転を一般の区民の方にしていただくのはいかがかというこ
ともありまして、運用方法を現在検討しており、早めにお貸し出しがで
きるように考えているところです。決定次第、区報等を使い、お知らせを
差し上げたいと考えております。安全・安心パトロールカーについてのご
報告は以上です。

事務局(危機管理室長) このことにつきまして、何かご質問等がございますか。

(発言なし)

事務局(危機管理室長) それでは、報告事項を終わらせていただきます。最後の「その他」でござ
いますが、この際、ご発言がありましたら、お願いいたします。

委員

パトロールは結構な話ですが、実際に夜間や昼間において、犯罪行為等に
遭遇した場合の危機管理的なマニュアルは、きちんとされているのでしょ
うか。特に、街に貸し出しをするとなると、その時の責任の所在や借りた側
の責任の所在、ひたたくりの現場に遭遇した時に警察にどのように通報する
のか等の警備上のマニュアルや危機管理のマニュアルは、当然想定されてい
ると思いますが、どうですか。

事務局
(安全・安心担当課長)

まず、昼間の区職員によるパトロールカーの使用の際ですが、事故ある
いは犯罪等に遭遇した場合は、もちろん警察の職員ではありませんので、
110番通報を迅速に行うということを徹底しております。また、大変抽象的
ですが、そのような場面に遭遇して一般の市民としてできることは最善を
尽くす、通報した後で例えば周辺でできることがあれば、パトロールカー
を使用して区職員としての対応をするように、説明書を配っております。

また、夜間の委託パトロールについては、警備会社に委託しております。
警備会社の持っているノウハウで、警備会社の中央指令センターに通報
するような装置を持った警備員がパトロールにあたっておりますし、その
後の対応等につきましても、警備会社が決めた方法を私どもが確認をいた
しまして、委託をさせていただいております。

最後に区民の方に貸し出しをする場合ですが、先ほど申し上げました
とおり、様々な問題があり、現在まさに検討しているところです。パ
トロールカーを運転している方が一般の区民であることは、傍からは
見てもすぐには分からないことですし、パトロールカーに乗っている
方であれば何かしてもらえないのではないかという誤解を生じる可能性
もありますので、先ほどご指摘のあったマニュアルを整備するとか、
実際に110番通報が早くできる方法の確保等を整備をしてから、
責任の所在も明確になるようにしてお貸し出しをしていきたい
という考えです。

委員

お話を聞いて半分は安心しましたが、地域の安全に、特に防犯キャン
ペーンや安全・安心キャンペーンということで貸し出すということなら
よろしいですが、区民はそれだけではなく、今説明のあったような
ことをかなり深刻に考えざるを得ないようなことがあった場合
には心配です。よろしく願います。

第1回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

委員	練馬区も地域が広いので、将来的にはパトロールカーの4台に限らず、土木以外の区の車も2色に塗り分けていただいて、このような車をなるべく増やしていただければ、抑止効果に繋がると思います。予算の関係もあると思いますが、2色に塗り分けられた区の車を抑止効果の意味で増やしていただければと思っております。
事務局 (安全・安心担当課長)	今回、4台を導入しましたので、これについて当面は、職員の使用頻度や一般の方からの貸し出しの要望等を見極めながら考えていきたいと思えます。また、区の持っている他の車両につきましては、「安全・安心まちづくり」という蛍光色のステッカーを既に付けております。また、練馬区リサイクル事業協同組合にもご協力をいただきまして、車にステッカーをつけて走っているところです。これ以外にも区の持っている車は多くありますので、自転車等も含めまして、これから区の各部署に問い合わせをして、「安全・安心まちづくり」と、それに「パトロール」という文言を加えたステッカーをどのくらい貼れるかについて、用途によってステッカーが馴染まない車もあるかと思えますので、確認をさせていただきます。当面はこのようなステッカーを使って、犯罪抑止に役立てていきたいと考えております。
委員	私は富士見台に住んでいる商店会員ですが、商店会でパトロールを始め、仕事が終わった後に行っています。確かにそれだけの看板を持ってパトロールをすると、危険が伴うということが非常に心配ではないかと思えます。私のところでも、きちんとマニュアルを作って、皆さんで指導してやっています。万一、そのような目に遭ったら危険だという観点から、連絡がすぐに対応できるような体制、例えば無線機等の方法があると思えます。携帯電話も皆さん持っているとは思いますが、即連絡ができる方法を考えていただけたらと思えます。それについては、貸し出しと同時併行で考えていただけたらと思えます。
事務局(危機管理室長)	ご意見として承りました。他にご発言はありますか。 (発言なし)
事務局(危機管理室長)	これで議題の全てを終了いたしました。これをもちまして、第1回練馬区安全・安心協議会を閉会させていただきます。本日は第1回ということもありまして、準備不足ということで、資料の事前配付ができませんでした。次回からはこのようなことがないように、また、適切な規模の会場をご用意いたしまして、適正にご意見交換ができるように配慮していきたいと考えております。本日はお忙しいところ、有難うございました。